

処方箋 第33号

処方箋 第33号

相続放棄って…???

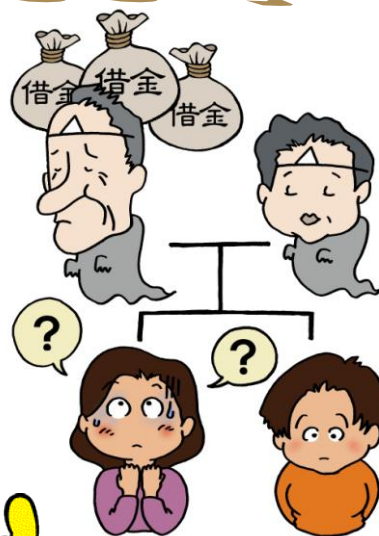
1週間前に、実家で一人暮らしをする父親（70歳）が、交通事故で亡くなった。銀行から「父親が生前借金をして約50万円の借金が残っていて日々利息が加算される」と連絡があった。

慌てて遺品を調べてみると、信販会社や他の銀行の領収書がでてきた。父親名義の銀行預金は約70万円残っていた。母親は20年以上前に他界している。子供は自分と遠方に嫁いだ姉だけである。預金70万円の中から借金の50万円を支払ってもよいか。

（45歳 女性）

<相談の経緯>

信用情報機関に情報開示請求をしたら、7社に合計で1千万円の借金があり、その借金は、利息がすべて18%以内であり、過払金は全くないことが、わかりました。また、父の財産は70万円の預金と自宅のみでした。相談者には家庭裁判所で相続放棄の手続きをとるよう助言し、預金、自宅はもちろん、父親の残した他の財産には、いっさい手を付けないよう急押ししました。



相続放棄について

負の財産（借金）が正の財産（預金）より多い時は相続放棄をすればどちらの財産も引き継がないこととなります。

手続きは、家庭裁判所で原則3カ月以内に行う必要がありますが、申し出により期間の延長も可能です。但し、相続財産を一部でも処分すると相続を認めたとみなされ、放棄ができなくなりますので、放棄を考えているならば、葬儀費用であっても、相続財産から支払わないようにしましょう。

注) 香典や、相続人が受取人の保険金は相続財産ではありません。



相続するか放棄するかは相続財産の調査を行ってから判断しましょう！

ご相談は…
まずは
お電話！！



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話: 0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話: 0796-23-1999